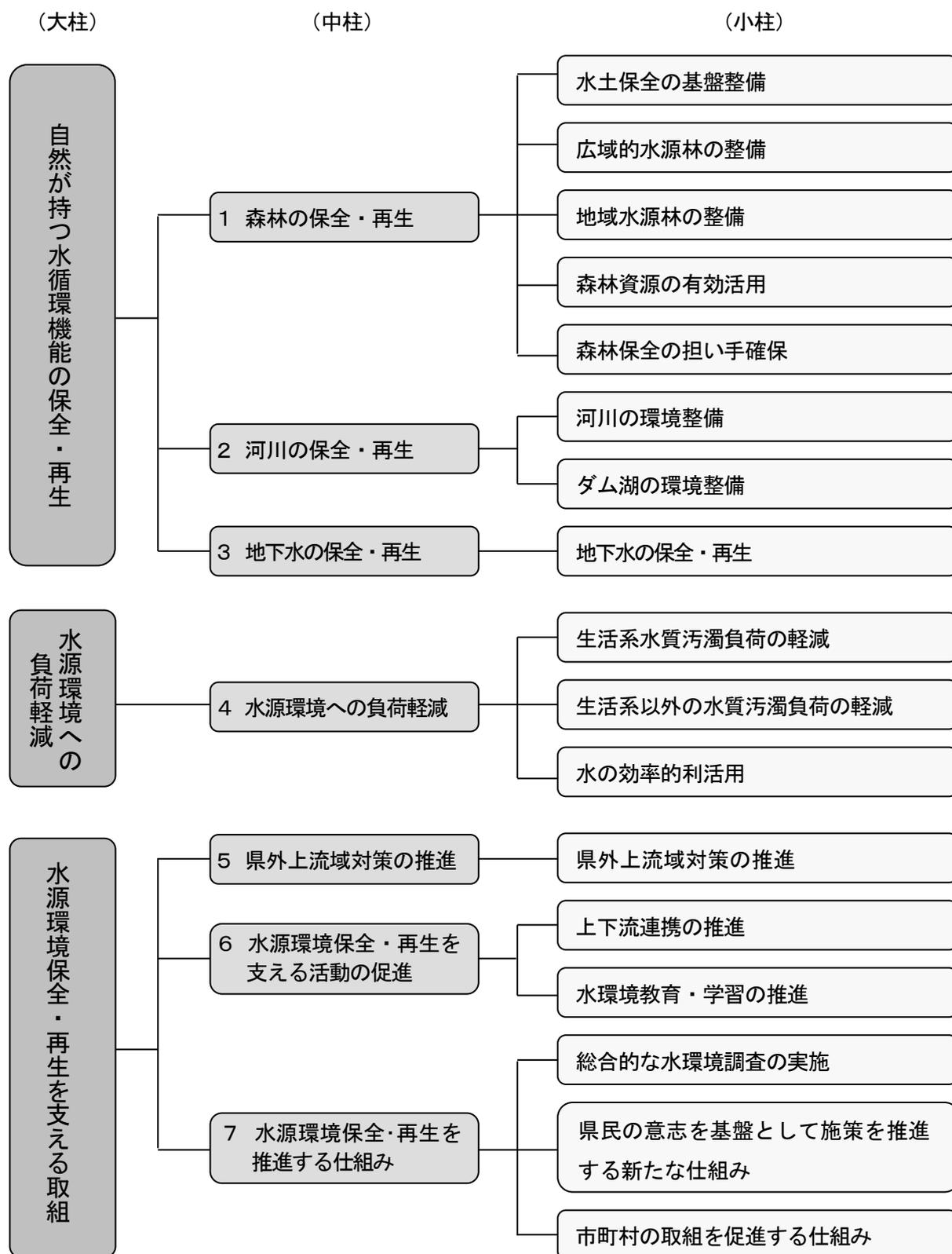


5年間に取り組む事業の全体像

水源環境を保全・再生するため、「施策大綱」の体系に基づいて総合的な取組を行っていきます。

5年間（令和4～8年度）に県、市町村、利水者などが取り組む事業の全体像は次頁以下のとおりであり、この中には「第4期実行5か年計画」に位置付けられた11の特別対策事業が含まれます。

■ 施策体系



1 森林の保全・再生

※は特別対策事業

小柱	構成事業名	実施主体
水土保全の基盤整備	<p>■ 一般造林 森林組合等が行う造林事業に対して助成を行うことなどにより、森林資源の確保と森林の公益的機能の増進を図ります。</p>	県
	<p>■ 治山 森林の維持・造成により、水源かん養機能等の向上及び増進を図ります。</p>	県
	<p>■ 土壌保全対策の推進(※) 水源かん養機能の発揮に重要な森林土壌を保全するため、これまでの植生保護柵等に加えて、台風災害により発生した崩壊地等において、土木的工法を導入するなど、土壌保全対策を推進します。</p>	県
	<p>■ 林道整備 効率的な林業経営と適切な森林管理を行うための基盤となる林道づくりを行います。</p>	県
	<p>■ 砂防 砂防施設の整備を行うことにより、県民の生命・財産を守るとともに、土砂流出防止機能の向上を図ります。</p>	県
広域的水源林の整備	<p>■ 水源の森林づくり事業の推進(※) 水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援により、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備します。</p>	県
	<p>■ 丹沢大山の保全・再生対策(※) 自然環境の劣化が継続している丹沢大山地域において、シカ管理、ブナ林等の再生に取り組むほか、登山道維持補修などの県民協働事業に取り組みます。</p>	県
	<p>■ 優良林整備事業 「かながわ森林基金」の運用益等により、基金で買入れた立木の保育管理及び利用間伐を行います。</p>	県
	<p>■ 水源かん養林の整備(相模原市緑区青根地区) 奥相模湖上流に位置する水源かん養林を整備します。</p>	利水者
	<p>■ 自然公園管理 自然公園の適切な保全と利用について普及啓発するとともに、ビジターセンター等の維持管理や登山道等の施設整備を行います。</p>	県
	<p>■ 自然公園における県民参加促進 緑を育む集い実行委員会やクリーンピア21などにより、自然公園内において適正管理のための調査・普及啓発、公園施設の維持管理やイベント等の活動に対する支援を行います。</p>	県・市町村・NPO等
	<p>■ 自然公園指導員等による普及啓発 ボランティア活動として公募により委嘱された自然公園指導員及びかながわパークレンジャーにより、自然公園の保護や適正な利用について、公園利用者に対し指導・普及啓発活動を行います。</p>	県
<p>■ 県営林等の管理 県営林や承継分収林について、造林や下刈り、枝打ち、間伐などを実施し、公益的機能の充実した多彩な森林として整備します。</p>	県	
林地の域整水源	<p>■ 地域水源林整備の支援(※) 地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するほか、高齢級の私有林人工林の間伐を促進します。</p>	県・市町村

小柱	構成事業名	実施主体
森林資源の有効活用	■ 県産木材の安定生産の推進 県産木材の安定生産を推進するため、県営林において木材生産を行うとともに、林業事業者が行う施業集約化や木材の生産性向上の取組を支援します。	県
	■ 県産木材の安定供給の推進 県産木材製品の生産・流通を促進するため、品質や産地の明確な県産木材の認証管理や製材工場等の加工流通施設整備に対して支援を行います。	県
	■ 県産木材の需要・消費拡大の推進 県産木材の需要・消費を拡大するため、公共施設で県産木材を使用する際の支援を行うとともに、住宅建築における利用を促進します。	県
	■ 間伐材の搬出促進（※） 森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、林地保全に配慮しつつ行う間伐材の集材・搬出に支援します。 また、作業道や高性能林業機械を利用したより生産効率の高い間伐材の搬出方法の定着に向けた支援を行います。	県
森林担い手確保	■ 林業担い手確保事業 林業従事者の労働環境を改善し、人材の安定的確保と育成を図るため、林業事業者が行う労働安全衛生の取組に対する指導等を実施します。	県
	■ かながわ森林塾による人材育成（※） 林業への就業希望者から、既に林業に従事している中級、上級技術者まで様々な技術レベルに応じた担い手育成の研修を実施します。	県

2 河川の保全・再生

小柱	構成事業名	実施主体
河川 の 環 境 整 備	■ 河川・水路における自然浄化対策の推進（※） 相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域に位置する市町村管理の河川・水路において、市町村が行う生態系に配慮した整備を支援します。	市町村
	■ 河川における多自然川づくりの推進 県が管理する水源河川の本支流において、多自然川づくりにより生態系に配慮した水辺環境の整備を行います。	県
	■ 河川美化対策の推進 不法投棄物・放置車両の撤去や草刈等を行い、良好な河川環境の形成を図ります。	県
	■ 健全な流砂系再生に向けた調査検討 ダム湖に流入した土砂のダム下流への置き砂など、流砂系の健全化に向けた取組を関係者とともに推進します。	県
	■ 農とみどりの整備事業 農業用水の安定供給等のために市町村等が実施する水源かん養や生態系等の環境に配慮した農業用排水路の整備を支援します。	市町村等
ダム湖 の 環 境 整 備	■ ダム湖水質の直接浄化対策 ダム湖の自然浄化機能を高めるため、湖畔に植物浄化施設を整備するとともに必要な維持管理を行います。	県・利水者
	■ アオコ異常発生抑制対策 水源水質を良好な状態に保つため、エアレーション装置等によるアオコ異常発生抑制対策を推進します。	県・利水者
	■ ダム貯水池の堆砂対策 相模湖、丹沢湖及び奥相模湖における上流域の災害防止や流入土砂を抑制するため、堆積土砂の除去を行います。	県・利水者
	■ 湖面管理対策 ダム湖の湖面の流木や浮遊塵芥を除去し、健全な湖面の維持管理及び水質保全の取組を行います。	県・利水者

3 地下水の保全・再生

小柱	構成事業名	実施主体
地下水の保全・再生	■ 地下水保全対策の推進（※） 地下水を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を支援します。	市町村
	■ 地下水保全に関する広域調整及び規制・指導 地下水の採取規制や地下水汚染の浄化指導などを行うほか、地下水の保全・利用関係が広域に及ぶ場合の広域調整等に取り組みます。	県・市町村

4 水源環境への負荷軽減

小柱	構成事業名	実施主体
生活系水質汚濁の軽減	■ 生活排水処理施設の整備促進（※） 相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域において、市町村が行う生活排水処理施設の整備促進の取組を支援します。	市町村
	■ 県内水源保全地域における下水道の整備 県内水源保全地域における公共用水域の水質保全を目指し、県が実施する流域下水道の整備を進めます。	県
	■ 県内水源保全地域における合併処理浄化槽の整備 下水道等の集合処理の適さない地域において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	県・市町村
生活系以外の水質汚濁負荷の軽減	■ 山岳部における水質汚濁負荷の軽減 登山利用者等のし尿による水質汚染防止を図るため、山頂等に配置した環境配慮型山岳公衆トイレの適正な維持管理を行います。	県
	■ 農業系水質汚濁負荷の軽減 土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境への負荷の軽減を図る環境保全型農業を推進します。	県
	■ 廃棄物不法投棄対策 人目に付きにくい県内水源保全地域内において、監視パトロールの集中的な実施及び監視カメラの設置、不法投棄物の撤去を行います。	県
	■ 産業系水質汚濁負荷の軽減 水質汚濁防止法や県生活環境の保全等に関する条例等により、工場や事業場等の排水の規制・指導等を行い、水源水質の保全を図ります。	県
	■ 畜産系水質汚濁負荷の軽減 家畜排せつ物管理施設の整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正管理の指導を行います。	県
利効水の活用	■ 水資源の大切さに関する普及啓発 作文コンクールの実施などにより、水資源の有限性や健全な水循環の重要性について県民への理解と関心を深め、節水など県民自身の取り組みを推進します。	県

5 県外上流域対策の推進

小柱	構成事業名	実施主体
県外上流域対策の推進	■ 相模川水系県外上流域における森林整備(※) 荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道等の整備等を両県が共同事業として実施します。	県等
	■ 相模川水系県外上流域における生活排水対策(※) 桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を両県が共同事業として実施します。	県等
	■ 上流自治体等と連携した上下流交流の促進 市民・事業者・行政が協働し、県域を越えた流域環境保全の取組を推進します。	県等
	■ 横浜市道志水源かん養林整備への負担 横浜市が道志村で実施している水源かん養林事業に対して、関係利水者が負担します。	利水者
	■ 山梨県砂防工事への負担 相模湖に流入する土砂を防ぐため、相模川上流域において山梨県が行う砂防工事に対して、関係利水者が負担します。	利水者

6 水源環境保全・再生を支える活動の促進

小柱	構成事業名	実施主体
上下流連携の推進	■ 水源地域と都市地域の自治体間交流の促進 水源地域と都市地域の自治体間交流を促進し、都市地域住民の水源地域・水源環境に対する理解を深めます。	県・市町村・NPO等
	■ 流域環境保全行動の促進 相模川水系、酒匂川水系の流域環境を保全するため、上下流の市民・事業者・行政が協働し、取組を推進します。	県・市町村・NPO等
	■ 水源地域交流の里づくりの推進 水源地域の地域資源を活用した都市地域住民との交流事業の促進などにより、水源地域の活性化をより一層推進します。	県・市町村・NPO等
水環境教育・学習の推進	■ 県民参加による里山の保全 地域の貴重な資源である里山について、県民、企業、NPO、学校などと行政が、それぞれの役割を担いながら行う保全・再生を推進します。	県・市町村等
	■ 森林等を活用した環境学習の推進 次世代を担う子どもたちを対象に、自然環境を活用した体験活動へ助成するなど、環境教育への取組を行います。	県・NPO等
	■ 森林とのふれあいの推進 森林づくりボランティア活動等の事業に対して助成を行い、県民参加による森林づくりの推進を図ります。	県・NPO等

7 水源環境保全・再生を推進する仕組み

小柱	構成事業名	実施主体
<p>総合的な 水環境調査 の実施</p>	<p>■ 水環境モニタリングの実施（※） 森林、河川などのモニタリング調査を行い、事業の実施効果の測定・公表を行います。また、県内上水道の水源の3割超を占めている酒匂川水系について、水量・水質に影響を与える県外の森林等の状況を把握します。</p>	<p>県</p>
	<p>■ 水質汚濁防止法に基づく水質調査等 水質汚濁防止法に基づく水質調査の外、環境ホルモン、クリプトスポリジウム等の水質に係わる調査を実施し、安全な水の確保を図ります。</p>	<p>県</p>
	<p>■ 自然環境管理システムの整備 丹沢自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）を活用して蓄積した、事業や調査等の各種情報を事業主体間で共有するとともに、県民への発信を行い、統合型、順応型、参加型の取組による丹沢大山の自然再生の着実な推進を図ります。</p>	<p>県</p>
<p>県民の意志を基盤として新たな仕組みを推進する</p>	<p>■ 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み（※） 水源環境保全・再生の取組の推進について、県民意見を反映させること、県民主体の取組を推進することで県民の意志を基盤とした施策の展開を図るとともに、幅広い年代の県民への普及・啓発を図ります。</p>	<p>県</p>
<p>促進する市町村の取組を</p>	<p>■ 水源環境保全・再生に係る市町村の取組を促進する仕組み（※） 「水源環境保全・再生市町村補助金」により市町村の取組を促進します。</p>	<p>県</p>

**次期（第4期）「かながわ水源環境
保全・再生実行5か年計画」に
関する意見書**

～かながわの豊かな水源環境の保全・再生に向けて～

令和2年6月

水源環境保全・再生かながわ県民会議

はじめに

神奈川県では、平成19年度以降20年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下、「施策大綱」という。）」と、施策大綱に基づいた「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、特別な対策を推進しています。

水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、水源環境保全税を財源に行う施策に県民意見を反映させるため、平成19年度に神奈川県が設置した組織です。

県民会議は、有識者や関係団体、公募委員からなる24名で構成され（令和2年6月現在）、5か年計画に位置付けられている特別対策事業について、実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。

現行の第3期5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期（第4期）5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。

このため、県による次期5か年計画の検討に先立ち、県民会議では、これまでの12年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期（第4期）計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出するものです。

1 次期（第4期）計画策定にあたっての基本的考え方（総論）

1-1 現行の施策の評価

水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。

森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカの管理捕獲など様々な取組を進めた結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきています。また、水関係事業については、河川や地下水の保全・再生、水源環境への負荷軽減の取組を着実に進めてきた結果、河川における水質の改善や地下水汚染の状況の変化など、一定の成果が見られています。

これまでの取組により、一定の事業効果は現れていますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、引き続き取り組むべき課題があるため、近年の台風等による自然災害の発生状況等も踏まえ、今後も施策大綱に掲げられている将来像に向けて着実に取組を進める必要があります。なお、全体の計画期間は20年と定められていることから、施策大綱期間終了後も意識し、これからの施策展開を考える必要があります。

また、事業費及び事業量は、概ね計画どおりに執行・進捗していることから、財源に関しては、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むべきと考えます。

1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

平成17年に策定された施策大綱は、水源環境を保全・再生するための平成19年度以降の20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の状況によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。

1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

(1) 基本的な考え方

これまでの取組により、森林関係事業、水関係事業ともに一定の事業効果が現れており、施策大綱に掲げられている将来像に向けて順調に取組が進められています。

なお、次期（第4期）5か年は全体の計画期間（20年間）の最後の5年にあたるため、施策大綱に掲げられている将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続可能な状態とするための取組が求められます。

そこで、次期計画の策定にあたっては、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本とし、これまでの成果や課題を検証の上、必要な見直し・強化を行うとともに、施策大綱期間終了後も見据え、将来にわたる良質な水の安定的確保のため、より実効性のある内容と財源を確保する必要があります。

また、国では地球温暖化防止や災害防止等を図るため「森林環境税」を創設し、令和元年度から市町村や都道府県に「森林環境譲与税」が譲与されています。その税制度の趣旨及び運用体制、そして、県の水源環境の現状を考慮すると、県の独自課税である水源環境保全税と森林環境譲与税の両立を図り、相乗効果を創出することで、県内全域の森林の保全・再生を図ることが望ましいと考えます。

(2) 計画期間

施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（令和4～8年度）の計画とすべきと考えます。

(3) 対象施策・対象地域

ア 対象施策

水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。

イ 対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと考えます。

(4) 構成事業の考え方

特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「施策開始前の既存事業の枠」を超えて新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。

(5) 事業費規模

令和元年度から国の「森林環境譲与税」が導入されていますが、両税の両立を図り、県内全域の森林の保全・再生を図ることが望ましいと考えるため、事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。

2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

2-1 森林関係事業

- 森林整備等の効果は現れるまでに時間を要すものの、下層植生の回復や土壌保全など、施策開始時に期待されている効果は着実に確認できています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。
- 今後、シカ増加の懸念もあることを踏まえると、森林整備等の効果をより高めるためには、引き続き丹沢山地以外も含め広範にわたり、森林整備と連携したシカ対策を実施していく必要があります。
- 県による公的管理が終了した私有林等について、森林の公益的機能の維持を図るため、現在行っている返還森林の巡視の試行結果等を踏まえ、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。
- 間伐材の搬出促進については、大型機械の導入などにより県の木材生産量の目標値を概ね達成できていることから水源環境保全税が適切かつ効果的に使われていると判断できますが、今後は水源環境保全税終了後を見据えた事業展開を検討していく必要があります。
- 令和元年10月の台風19号の影響により、水源林林地の倒木・土壌流出などの被害が発生したことから、今後想定される自然災害を踏まえ林地保全対策を強化する必要があります。

2-2 水関係事業

- 生態系に配慮した河川整備等を行った結果、水質の向上やきれいな水を好む生物が増えるなど、水環境が改善している地点も出てきています。将来にわたり良質な水を安定的に利用できるよう今後も生態系の健全化を図り、水源水質を維持・向上させる取組を続けていく必要があります。
- 地下水かん養対策の効果により地下水の水位は維持されており、また、これまでの汚染対策の効果により地下水の水質が改善されています。ただし、水質に関しては、環境基準値を下回っているものの基準値に近い値を推移している箇所もあるため、引き続き汚染対策が必要な箇所では対策を実施するとともに、モニタリングを継続する必要があります。
- 相模湖・津久井湖のリン濃度は依然として高い状況にあるため、引き続き県外上流域を含めて、相模湖・津久井湖の集水域における汚濁負荷軽減対策を進めていくことが必要です。
- 水源環境への負荷軽減の取組では、事業実施により着実に成果は上がっているものの、近年の事業進捗の遅れが課題となっていることから、その原因等の分析を行うとともに、関係市町や県外上流域の山梨県とも連携を密にし、合併処理浄化槽への転換促進のための単独処理浄化槽等の設置者に対する個別の働きかけなど、生活排水処理率のさらなる向上に向けた方策を検討すべきです。

2-3 県外上流域対策関係

- 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同事業により、整備の遅れた森林を対象とする間伐等の森林整備や桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施し、一定の成果が出ております。
- 森林整備とシカ管理の問題は大きな課題であるため、シカの生息状況の変化などにも注視しながら、必要に応じ、山梨県や静岡県とも情報共有ならびに連携を図る必要があります。

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

- 順応的管理の考え方にに基づき、事業内容の見直しが図られていることや県民参加のもと水源環境保全・再生施策を推進する仕組みが機能していることから、施策大綱の考え方に基づく施策の推進が図られていると評価します。
- 水環境モニタリングについては、これまでの結果から、2次的アウトカムに関するデータが蓄積されています。今後も施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するため、施策の最終評価に向け、継続的に調査を実施いただく必要があります。なお、施策の最終評価に向けては、第2期に引き続き、施策評価の一つとして、「経済的手法による評価」を行う必要があります。
- 次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議では大綱期間終了時を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も見据えた議論を行う必要があります。なお、次期（第4期）の事業検証においては、森林環境譲与税により県と市町村で実施される事業と水源環境保全税で実施される事業との関連について事業進捗の実態を踏まえ、両税が適切に活用されているかについても併せて点検すべきです。
- 県民会議による点検・評価や議論の結果を踏まえ、県では、水源環境を保全し、良質な水を安定的に確保していくため、施策大綱期間終了後に必要な施策を次期（第4期）中に検討し確立すべきです。

【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】

本意見書の検討にあたり、県民会議委員から提出された個別事項に関する意見や検討されたい意見を以下に述べる。

2-1 森林関係事業

- シカの生息密度を下げるのが重要なので現行の捕獲方法のみならず新たな手法も積極的に取り入れ、管理捕獲の強度を上げるべきである。
- 皆伐だけではなく、間伐等の森林整備を進めることで、シカの餌場が生み出されるおそれがある。この点は、シカの個体数抑制にも税を投入していることを踏まえれば、注意を要する。
- 植物の多様性の視点からも植生保護柵の増加を望む。
- 森林塾の対象年齢（54歳以下）はもう少し高くしてはどうか。税金を投入した事業であるなら年齢的な制限は行うべきではないという考えもある。
- ワイルドライフレンジャーによるシカの管理捕獲が効果を上げており、先進的な取組として評価できる。
- 水源環境荒廃の現状と対策について、県民に対する広報をもっとすべきである。
- ブナ林再生は、まだ前途遙かという段階であり、長い目でみなければならぬ。
- 長期にわたり収集した調査データを公開するなど、全国的にも先進的な取組を進めていることを、もっと県民に広報すべきである。
- 間伐材の搬出促進については、大型機械の導入などにより水源環境保全税が適切かつ効果的に使われていると判断できる。今後、水源環境保全税が終了した後を見据えた事業展開を検討する必要がある。
- 間伐材の搬出について、急斜面地等での搬出には別の支援が必要ではないか。
- 地域水源林の現場の中に、観光地の中に水源があるという特異な場所もある。大勢の人が訪れ水源環境保全税を知ってもらう良い機会となるので、看板を立てて説明するなど、周知に努めるべきである。
- 第4期は計画期間最後の5年間となるため、次のステップにおいても長期的な取組が必要な水源の森林の保全と再生につなげられる方策を考えていくときである。また、近年の異常気象による水源地域における災害を最小限にするための対策をすることも必要と思われる。そのため、安定した水の確保のために何が有効的な方策であるかを検討していくことも大切である。

2-2 水関係事業

- 過去に地下水汚染の経過があった市町でも、現在は地下水汚染浄化事業の効果がみられており、水源環境保全税が適切に使われていると判断できる。
- 地下水を利用していることの利点と維持の必要性を地域住民に理解していただくための広報・普及啓発が必要である。
- 近年マイクロプラスチックの問題への対応が急務となっている。今後、取り組むべき課題として検討していく必要があると考える。

2-3 県外上流域対策関係

- 森林整備で実施しているシカ対策については、両県で十分な情報交換を行い、より有効な手立てを講じる必要がある。
- 山梨県で行っている共同事業については、両県民への広報・普及啓発に力を入れるべきである。
- 山梨県の下流部でリン対策を実施しているが、上流部での対策がなければ相模湖の水質はよくなる。

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

- 森林のような自然環境に手を介入してその効果が明らかになるまでの時間は、水源環境保全再生のために当初計画した20年間は短すぎる。徐々にその効果は見えつつあり事業の方向性に間違いはないように思えるが、20年を超えて何かの形で事業を継続しなければ当初の目的は果たせないばかりか、事業によっては止めてしまえば後退するものもある。
- モニタリングについて、一般税の範疇にすれば、おそらく予算が真っ先に削られるはずの分野でもあるが、水源環境保全税で賄える限りは税を投入して、有効に調査してほしい分野である。
- 県民会議の役割は要綱で定められており、施策大綱期間の水源環境保全・再生施策について点検・評価することであるが、施策大綱期間終了後のことについても県民会議で議論できる体制づくりを検討する必要がある。

第4期計画のとりまとめ経過

1 計画（骨子案）

第1期から第3期計画までの成果と課題及び、令和2年6月に「水源環境保全・再生かながわ県民会議」から提出された意見を踏まえ、対応方向を計画（骨子案）として整理。

計画（骨子案）を令和2年第3回（11月期）県議会定例会に報告するとともに、県民意見反映手続を実施。

[県民意見反映手続等の状況]

- (1) 県民意見反映手続（パブリックコメント）：令和2年12月18日～令和3年1月17日
- (2) 市町村への意見照会：令和2年12月18日～令和3年1月18日
- (3) 意見の件数と内訳

区 分	市町村	県民	合計
特別対策事業の内容修正・追加・削除について	3件	13件	16件
記載内容の見直しについて	6件	6件	12件
制度設計、交付金要綱等について	0件	1件	1件
その他	1件	6件	7件
合 計	10件	26件	36件

2 計画（素案）

計画（骨子案）に対して、令和2年第3回（11月期）議会定例会での議論や県民意見反映手続、市町村への意見照会結果を踏まえ、計画（素案）をとりまとめ、令和3年第1回県議会定例会に報告するとともに、県民意見反映手続及び自治基本条例に基づく市町村協議を実施。

[県民意見反映手続等の状況]

- (1) 県民意見反映手続（パブリックコメント）：令和3年3月26日～4月25日
- (2) 自治基本条例に基づく市町村との協議：令和3年4月9日～4月28日
- (3) 意見の件数と内訳

区 分	市町村	県民	合計
特別対策事業の内容修正・追加・削除について	4件	16件	20件
記載内容の見直しについて	0件	1件	1件
制度設計、交付金要綱等について	0件	0件	0件
その他	4件	1件	5件
合 計	8件	18件	26件

3 計画（案）

計画（素案）に対して、令和3年第1回議会定例会での議論や県民意見反映手続、自治基本条例に基づく市町村との協議結果を踏まえ、計画（案）をとりまとめ、令和3年第2回県議会定例会に報告。

4 意見等の反映状況

県民意見の反映状況を明らかにするため、県民等の意見及びこれに対する県の考え方を作成し、県政情報センターや各地域県政情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページでも閲覧できるようにした。



神奈川県

環境農政局緑政部水源環境保全課

横浜市中区日本大通1 丁目231-8588 電話(045)210-4358 (直通)